

「新成人の方へ」 覚えておきたい契約の知識

未成年の場合、法定代理人の同意なく結んだ契約は、原則取り消すことができますが、成人の場合は、原則として取り消すことができません。

令和4年4月の民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳から19歳の若者も法律上は大人として扱われることになったことから、新成人となるみなさまがトラブルに巻き込まれないように、契約に必要な知識をご紹介します。

○契約が成立するケース

契約は法的な責任が生じる約束事で、申し込みの意思表示とそれに対する承諾の意思表示が合致することで成立します。契約書がなくても、口約束で契約は成立し、契約書や印鑑、サインは証拠を残すためのものです。原則として、成立した契約はどちらか一方の都合で解約することはできません。

○クーリングオフとは

契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるように、一定期間内であれば、はがき等の書面で通知することにより、無条件で契約の撤回や、解除ができます。なお、通信販売などクーリングオフが適用されない場合がありますので、ご注意ください。

このような契約関係や消費関係のことでお困りごとがありましたら、消費者ホットライン188または、町で開催している消費生活相談をご利用ください。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G

☎(84)3618 (直通)



AED(自動体外式除細動器)に 三角巾を備え付けました

AED使用時のプライバシー保護を目的として、町内の公共施設に設置してあるAEDに三角巾を配備しました。AEDは服をすべてぬがさなくても使用することができ、パッドを素肌に貼り付けた上から三角巾を広げて肌を隠すことで、よりプライバシーが守られます。また、三角巾は応急手当等にも活用できますので、必要に応じてご利用ください。

AEDが設置されている公共施設

設置箇所	住所	電話番号
役場庁舎	五霞町小福田1162-1	84-1111
中央公民館	五霞町小福田148-1	84-1460
B&G海洋センター	五霞町元栗橋6250	84-3533
ふれあいセンター	五霞町江川179-1	84-3595
保健センター	五霞町小福田1231-1	84-1910
西児童館	五霞町元栗橋916-5	84-2321
南児童館	五霞町原宿台4-25-9	84-3456
福祉センター「ひばりの里」	五霞町江川3201	84-0765
道の駅ごか	五霞町ごかみらい13-3	84-1000

○お問い合わせ

総務課 財政G

☎(84)1111 (直通)

4月1日から町の組織が変わります

行政サービスの变化や多様化する住民ニーズに対して、きめ細かく質の高いサービスの提供を図るため、現在の10課7室20グループを10課1室30係に見直します。詳しくは「広報ごか」2月号に掲載しますのでご覧ください。

●主な変更点

○課の設置

「子ども未来課」

少子化対策・子育て世帯への支援等を強化

「特定プロジェクト推進課」

町の重点的に取り組むべき施策の推進

○課の統合

「建設水道課」

都市建設課（建設地籍G・工務Gと上下水道課を統合）窓口を一本化し業務の効率化を図る

「グループ制から係制に移行」

係の業務についても一部変更となります。

○お問い合わせ

まちづくり戦略課 政策G

☎(84)1111 (内線212)

